

●相談内容

こどもや家庭に関するさまざまな相談を家庭児童相談員がお受けし、安心して子育てができるように応援します。
ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

●相談の対象

0歳から18歳未満の児童と保護者及び関係者等

●相談の申し込み

こども家庭センター窓口相談、または電話やFAX、メールでの相談もお受けします。窓口相談の場合はできるだけ事前にご連絡ください。

- * 相談の秘密は固く守ります。
- * 必要に応じて医療等の専門機関や関係機関をご案内します。
- * 相談についての費用は無料です。

所沢市
イメージマスコット
トコろん



たとえば、こんなときに…

親と子の関わり方について

子どものしつけや育て方、遊び方が分からない、育児疲れにより子どもがかわいく思えない、いろいろするなどの相談

家庭をとりまく環境について

育児について相談できる人がいない、保護者の病気などいろいろな事情で子どもを育てることができないなどの相談

こどもに関することについて

ことばや発達の遅れが心配、落ち着きがない、友達と上手く遊べない、乱暴、反抗などの相談

児童虐待の相談・通告

虐待をしてしまった(てしまいそう)などの相談や、虐待が疑われる子どもを発見したときの連絡先

※「虐待かも」と思ったら、通告することが国民の義務となっています(児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条)。もし間違いでも通告者が責任を問われる事はありません。通告者のプライバシーは固く守られますので、手遅れになる前に通告をお願いします。匿名での通告も可能です。



ストップ児童虐待!

親がしつけのつもりで行う行為でも、子どもの身体や心が傷つくものは虐待です。

児童虐待には以下の4種類があります。

【身体的虐待】

傷やあざが残るほど叩くなど、身体に苦痛をあたえることや、しつけと称した体罰など。

【心理的虐待】

ことばによるおどしや拒否的な態度などで子どもの心を傷つけること。子どもを無視する、きょうだい間での差別的な扱いをすること。子どもの面前でのDV、夫婦喧嘩。

【ネグレクト(養育の拒否・怠慢)】

子どもの成長・発達をそこなうなどの不適切な養育、安全に対する不注意や無関心。必要な医療や療育を受けさせない。

【性的虐待】

子どもに対してわいせつな行為をすること、させること、みせること。児童ポルノの被写体にすること。



所沢市
イメージマスコット
トコろん